

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

救急病院の認定(一五五・医務薬事課).....	1
平成十八年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施(一五六・労働政策課).....	1
平成十八年度技能検定(随時実施)の実施(一五七・労働政策課).....	4
土地収用法による事業の認定(一五八・建設管理課).....	7
道路区域の変更及び供用開始(一五九・道路課).....	8
道路の供用開始(一六〇・道路課).....	8
開発行為に関する工事の完了(一六一・由利地域振興局建設部).....	9
都市計画事業の事業計画の変更の認可(一六二・由利地域振興局建設部).....	9
建築基準法による道路位置の指定(一六三・由利地域振興局建設部).....	9
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(一六四・会計課).....	9
証紙売りさばき場所の変更の承認(一六五・会計課).....	10
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(四・教育庁総務課).....	10

告 示

秋田県告示第百五十五号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目十七番 二十三号	平成二十一年二月二十日

秋田県告示第百五十六号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十八年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 前期実施(一級、二級、三級及び単一等級)
- (一) 等級別実施職種(作業)
 - (1) 一級及び二級について実施する職種(作業)
 - 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンター作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床

- イ 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。
- (四) 受検資格
 (1) 一級
 令第六十四条の二の規定に該当する者
 二級
 令第六十四条の三の規定に該当する者
 三級
 令第六十四条の四の規定に該当する者
 単一等級
 令第六十四条の六の規定に該当する者
- (五) 受検申請に必要な書類
 (2)(1) 技能検定受検申請書
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- (六) 受検申請書用紙の交付
 (1) 期間及び時間
 秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除き、平成十八年三月三日(火)から同年四月十四日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで
- (2) 場所
 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
 郵送で交付を求めるときは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (七) 受検申請書の受付
 (1) 期間及び時間

平成十八年
九月三日(日)

作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

イ 単一等級
 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシナーカー工事作業)

検定職種	手数料	検定職種	手数料
一級、二級及び三級 造園	一五、七〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
放電加工	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	築炉	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円	畳製作	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
産業車両整備	一五、七〇〇円	化学分析	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	フラワー装飾	一五、七〇〇円
単一等級 路面標示施工	一五、七〇〇円		

- (八) 受検手数料
 (1) 額
 ア 実技試験
- (2) 場所
 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
- 県の休日を除き、平成十八年四月四日(火)から同月十四日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級を受検手数料は、次のとおりとする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
造園	一〇、五〇〇円	金属熱処理	一〇、五〇〇円
機械加工	一〇、五〇〇円	仕上げ	一〇、五〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円

- イ 学科試験 三、一〇〇円
- 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかつた場合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者の発表等

- (1) 技能検定合格者発表

平成十八年十月三日(火)(金属熱処理を除く三級の職種については、平成十八年八月二十八日(月))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

- (2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

- (3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

- (十) 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六一 三五一〇)

秋田県告示第百五十七号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十八年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)
- (一) 等級別実施職種(作業)

- (1) 三級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配

管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋

(三) (2) 試験の期日及び場所
 (1) 実技試験
 ア 期日
 秋田県職業能力開発協会が指定する日
 イ 場所
 秋田県職業能力開発協会が指定する日
 ウ 問題の公表
 実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(四) (2) 学科試験
 ア 期日
 秋田県職業能力開発協会が指定する日
 イ 場所
 秋田県職業能力開発協会から通知する。

(五) (2) 受検資格
 秋田県職業能力開発協会から通知する。

(六) (1) 三級
 令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(七) (2) 基礎一級及び基礎二級
 令第六十四条の五の規定に該当する者

(八) (1) 受検申請に必要な書類
 技能検定受検申請書
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
 受検申請書用紙の交付
 期間及び時間

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級	一五、七〇〇円	鍛造	一五、七〇〇円
さく井	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	アルミニウム陽極酸	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	化处理	一三、〇〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	機械検査	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	冷凍空調和機器施工	一五、七〇〇円
染色	一三、〇〇〇円	ニット製品製造	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一五、七〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	帆布製品製造	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円		

- (八) 受検手数料
 ア 実技試験
 (1) 額
 (2) 場所
 秋田市向浜二丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
- (七) 受検申請書の受付
 (1) 期間及び時間
 県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書き、書留郵便によることとする。
- (2) 場所
 秋田市向浜二丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
 郵送で交付を求めるときは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書き、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

建具製作	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
製本	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
かわらびき	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
配管	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
ウエルポイント施工	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
		表装	一五、七〇〇円
		工業包装	一五、七〇〇円

- (九) 学科試験 三、一〇〇円
 (2) 納付方法
 ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。
 ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。
- (十) 合格者への通知等
 (1) 一部合格者への通知
 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
 (2) 技能検定合格証書の交付
 合格者には知事名の合格証書が交付される。さらに、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。受検についての問い合わせ先
 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)
- (十一) その他
 本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

秋田県告示第百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 起業者の名称 秋田市

二 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事

三 起業地

（一） 収用の部分 秋田県秋田市下新城笠岡字和田尻、字島下り、飯島字芋田、字彼岸田及び字前田表地内

（二） 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

平成十八年一月二十六日付けで秋田市より申請のあった市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

（一） 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業のうち、市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事（以下「本件工事」という。）は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する工事であり、土地収用法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件工事の施行により従来の機能の維持が困難となるため施行する農業用道路付替工事（以下「関連工事」という。）は、同法第五号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

（二） 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、市道飯島金足線（以下「本路線」という。）における秋田県秋田市飯島字前田表地内から同県同市下新城笠岡地内までの延長約千二百メートルの区間に係る道路の新設事業であるところ、本路線は、道路法第八条の規定により秋田市長が市道に認定した路線であり、秋田市は、同法第十六条の規定により本路線の道路管理者であることから、秋田市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

（三） 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

（1） 本件事業区間は、一般国道七号から一般国道十三号に至る秋田市道路網の骨格の一部を形成する秋田市計画道路三・三・四号横山金足線（以下「横山金足線」という。）の一部であり、秋田市北部地区の幹線道路に位置付けられる、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三種第二級の規格に基づく延長約千二百メートルの道路を建設する事業区間である。

秋田市を南北に縦断する主要なルートは、一般国道十三号から一般国道七号を經由するルートしかないので、慢性的な渋滞を引き起こしている。

横山金足線は、その整備効果として一般国道七号、一般国道十三号及び県道秋田天王線の慢性的な交通渋滞の緩和や交通安全の向上を図ることにより、市民生活の向上、社会経済活動の活性化、さらには周辺地域との広範な交流や新たな産業・文化・経済圏の形成を図るため計画されたものである。

横山金足線が完成すれば、秋田市の南北のバイパスの機能を果たすことから、一般国道七号及び国道十三号等に集中する交通の分散による渋滞緩和、交通安全の向上が図られ、高度医療施設、流通業務施設、秋田港等主な拠点施設へのアクセス改善が期待され、さらに狭隘な生活道路への車両の流入が抑制されることにより、近傍への通勤及び通学時の歩行者の安全が確保されるものと認められる。

なお、本件事業は、昭和四十一年に都市計画決定されたものであり、事業計画の内容は横山金足線と整合しているものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2） 本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び秋田県環境影響評価条例（平成十二年秋田県条例第三百三十七号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。しかし、本件事業の施行に当たり、近隣で確認されている希少植物に対しては、建設機械等の生息地周辺への立ち入り制限をすることとし、また、工事に当たっては、低騒音型、排出ガス対策型建設機械を使用し、騒音・排出ガスを抑制する対策を講ずることとしている。

さらに、本事業区間において、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づき指定された遺物が一箇所あることから、秋田市教育委員会と協議を行い、範囲確認調査を実施し、必要に応じた記録保存の措置を講じており、本件事業の施行の際は、秋田市教育委員会の専門職員の出会調査を実施することとしている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものと考えられる。

- (3) (1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。以上により、本件事業は、土地収用法第二十号の要件を充足すると判断される。
- (4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
 - (1) 平成十一年の道路交通センサスを見ると、都心部への交通量が非常に多く、一般国道七号の秋田県秋田市下新城中野地内の観測点では、十二時間交通量が二万九千二十四台(混雑度一・六六)、同県同市金足下刈地内の観測点では一万七千九百七十三台(混雑度一・九八)であり、交通容量を超えた混雑状態にある。また、生活道路へ車両が流入し、歩行者、自転車利用者に多大な危険を与えていることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。
 - (2) また、本体工事に係る起業地の範囲は、道路構造令の規格に基づく必要な範囲であり、関連工事についても必要最小限の範囲と認められる。さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

- (3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十号第四号の要件を充足すると判断される。
 - (5) 結論
 - (一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
 - 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
秋田市建設部道路建設課
- 秋田県告示第百五十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
県道	新	旧	田沢湖西木線	仙北市田沢湖田沢字春山一四五番二地先内	敷地の幅員(メートル) 一七・〇〇～一九・〇〇 延長(キロメートル) 〇・〇二三
			田沢湖西木線	仙北市田沢湖田沢字春山一四五番二地内	敷地の幅員(メートル) 三五・〇〇～三七・四〇 延長(キロメートル) 〇・〇二三

- 二 供用開始の期日 平成十八年三月三日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十八年三月三日から同月十六日まで

秋田県告示第百六十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	鷹巣川井堂川線	北秋田市鷹巣字本屋敷一〇六番四地先から 六九番一地先まで	

- 二 供用開始の期日 平成十八年三月三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年三月三日から同月十六日まで

秋田県告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年十一月三十日付け指令由建 二千百七十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩 本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市東梵天二百五十番、二百五十一番、二百七十四番、二百七十五番、二百八十六番、二百八十七番及び三百二番一

百八十六番、二百八十七番及び三百二番一

秋田県告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

にかほ市

二 都市計画事業の種類及び名称

にかほ都市計画下水道事業にかほ市公共下水道

三 事業施行期間

平成五年二月二十三日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

秋田県告示第百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市円正脇四十一番地十七 鈴 木 靖	由利本荘市一番堰二百七十七番一の内、二百七十七番二の内、二百七十七番三、二百七十七番四、二百七十七番七の内及び二百七十七番十	三十四・三五メートル	四メートル	平成十八年二月二十日

秋田県告示第百六十四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

変 更 後

売りさばき人の住所及び氏名

変 更 前

秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子	秋田市泉中央一丁目十六番十七号 草薙悦子
-------------------------	-------------------------

秋田県告示第百六十五号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月三日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の 住所及び氏名 秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子	売りさばき場所	
	変更後	変更前
	秋田市八橋新川向十四番二十九号 草薙悦子	秋田市泉中央一丁目十六番十七号 草薙悦子

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第四号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年三月三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

- 一 日時 平成十八年三月八日 午後四時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
 - (二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第四項の規定に基づく議会からの意見聴取に対する意見
 - (三) 秋田県指定文化財の指定
 - (四) その他

発行者 秋田県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:natsubarar@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

